

戦後教育資料

VI-481

⑤

6-2
507

26.2



国立大学管理法案

天野 343

VI-481

国立大学管理法

目次

第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 国立大学審議会（第三條―第十三條）
第三章 新設会（第十四條―第二十一條）
第四章 評議会（第二十二條―第二十六條）
第五章 教授会（第二十七條―第三十三條）
第六章 学長（第三十四條・第三十五條）
第七章 学部長その他の管理機関（第三十六條―第三十八條）
附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、国立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめて、国立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

第二條 国立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営等については、他の法令に別段の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二章 国立大学審議会

（設置）

第三條 文部省に国立大学審議会を置く。

（委員）

第四條 国立大学審議会は、二十人の委員をもって組織する。

第五條 国立大学審議会の委員は、左に掲げる者について文部大臣が任命する。

一 国立大学の学長が互選した者 六人

二 日本学術会議加その会員のうちから推薦した者 四人

三 学識経験のある者について所議院の同意を得た者 十人

前項第一号の委員の互選の方法は、国立大学の学長が協議して定めるところにより、

同項第二号の委員の推薦の方法は、日本学術会議の定めるところによる。

第六條 前項第一号又は第二号の委員が、それわれ学長又は日本学術会議の会員の地位を失つた場合においては、当然退職するものとする。

第七條 前項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その補選、それわれ当該各号

に掲げる者について補欠の委員を任命しなければならない。

第八條 前項第三号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため所議院の同意を得ること加やさないときは、文部大臣は、同項第三号の規定にかかわらず、所議院の同意を得ないで、学識経験のある者のうちから委員

すること加ふる。

ク 前項の場合においては、任命後最初の国会や両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ること加ふべきときは、文部大臣は、その委員を兼職しなければならない。

(委員の任期)

第五條 国立大学審議会の委員の任期は、~~二年~~とす。但し、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ニ 委員は、再任されること加ふる。

三 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(会長及び副会長)

第六條 国立大学審議会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

ニ 会長は、国立大学審議会の会務を総理する。

三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

四 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合における後任の会長又は副会長は任期は、前任者の残任期間とする。

五 会長及び副会長は、再任されること加ふる。

(委員の兼職)

第七條 文部大臣は、国立大学審議会の委員をその意に及して免職し、又は懲戒処分として免職しうとすることには、国立大学審議会の意見を問はなければならない。但し、第四條第三項第三号の委員については、更に両議院の同意を得なければならない。

(権限)

第八條 文部大臣は、国立大学一般に関する左に掲げる事項についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ国立大学審議会に諮り、その議決を採択しなければならない。

一 国立大学に關係のある法令の立案に関する事項

ニ 国立大学のため予算の見積に關する事項

三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廢止に關する事項

事項

四 国立大学の学生生活に關する事項

五 国立大学の授業料、入学検定料及び入学金に關する事項

乙 国立大学審議会は、国立大学の予算その他国立大学に關する重要事項について、文部大臣の報告を求め、その諮問に答へ、又はこれに対して建議すること加ふる。

(会議の招集)

第九條 國立大學審議会の会議は、会長が招集する。
之會議は、定例会及び臨時会とする。

三 定例会は、毎年三回招集する。臨時会は、会長が必要と認めたる場合又は委員総数の三
分の一以上の委員から會議に附議しようとする事項を示して請求があつた場合に招集す
る。

(議事)

第十條 國立大學審議会の會議は、会長がその議長となる。

二 國立大學審議會は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすること加で
きない。

三 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによ
る。

(議事及び運営の細目)

第十一條 この法律に定めるものの外、國立大學審議会の議事及び運営の細目については
、國立大學審議會が定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十二條 國立大學審議会の委員は、非常勤とする。

二 委員は、その職務に對して報酬を受けない。但し、その職務を行うために要する費用
の弁償を受けること加である。

三 費用弁償の額及び支給方法は、文部大臣が大藏大臣に協議して定める。

(職務)

第十三條 國立大學審議会の職務は、文部省大學學術局に於いて処理する。

第三章 商議會

(設置)

第十四條 國立大學に商議會を置く。

(商議員)

第十五條 商議會は、三十人以内におりて当該大學の評議會が定める員数の商議員をもつ
て組織する。

二 商議員は、左に掲げる者によりて文部大臣が任命する。

一 学長

二 大學の評議會が、当該大學の教授のうちから、当該大學の評議會が定める方法によ
つて選定した者

三 学識経験のある者のうちから、当該大學の評議會が定める方法によつて選定した者

三 前項第二号の商議員の数は、商議員の定数の三分の一をこえること加でない。

四 第一項第一号又は第二号の商議員が、それら学長又は教授の地位を失つた場合にお
いては、當然退職するものとする。

第四條第五項の規定は、学長以外の商議員に又貢を生じた場合と準用する。

(商議員の任期)

第十大條 学長以外の商議員の任期は、二年とする。

第十條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、学長以外の商議員に準用する。

(学長)

第十七條 商議会の会長を置き、学長をもつて充てる。

又 会長は、商議会の会務を総理する。

又 会長に事故がある場合又は会長が欠員の場合には、会長があらかじめ定めを順序により、他の商議員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(権限)

第十八條 学長は、評議会が当該大学における左に掲げる事項について決定をする場合に於ては、あらかじめ商議会に諮り、その意見を聞かなければならぬ。

一 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項

二 予算の見積に關する事項

三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項

四 人事の基準に關する事項

五 学生定員に關する事項

又 商議会は、当該大学、教育、研究及び運営に關する重要事項について、学長の諮問に

8 7

答へ、又はこれに對して建議すること加へざる。

(議事)

第十九條 商議会の決議は、会長が招集し、その議長となる。

又 第十條第二項及び第三項の規定は、商議会の議事に準用する。

(議事及び運営の細目)

第二十條 この法律に定めるものの外、商議会の議事及び運営の細目につては、商議会が定める。

(商議員の報酬及び費用弁償)

第二十一條 第二十二條の規定は、商議員に準用する。

第四章 評議会

(設置)

第二十二條 数個の学部を置く国立大学に評議会を置く。

(評議員)

第二十三條 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織する。

一 学長

二 各学部の教員二人

四 附置研究所の教

二 前項第三号の評議員は、各学部ごとに、教授会において、当該学部の教授のうちから選出した者によりて学長が任命する。

三 第一項第三号の評議員が教授の地位を失つた場合には、当然退職するものとし、当該評議員に欠員を生じた場合には、学長は、その都度、当該評議員を選出した学部の教授のうちから、前項の方法により補欠の評議員を任命しなければならない。

四 当該大学の事情により、評議会の定めたる規程に基いて、第一項第三号の教授の数を五人までに増かし、附置第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附置圖書館長、附置病院院長その他重要な職にある職員を評議員とすることとせらる。

五 前項の規定により、第一項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授を評議員とすることとした場合におけるこれらの評議員の任命、退職及び任期については、評議会の定めたる規程によるものとする。

(教授である評議員の任期)

第二十四條 前條第一項第三号の評議員の任期は、二年とする。

又 第五條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前條第一項第三号の評議員に準用する。

(権限)

第二十五條 当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならぬ。

一 第十八條第一項各号に掲げる事項

二 各学部その他の部局の運営調整に関する事項

三 商議会に附議しようとする事項の原案作成に関する事項

四 商議会に答申し、又は建議した事項の処理に関する事項

五 職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項

六 当該大学の教授会の議決を経る行う学生の懲戒に関する事項

七 その他当該大学の運営に関する重要事項

八 評議会は、前項に掲げる事項の外、この法律又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第二十六條 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

又 前項に定めるものの外、評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定める。

第二十七條 教授会

(設置)

第二十七條 国立大学の学部に教授会を置く。

(組織)

第三十八條 教授会は、学部長（一個の学部のみを置く国立大学（以下「単科大学」といふ。）にあつては、学長。以下この章において同じ。）及び学部の教授の全員をもつて組織する。

乙 教授会は、学部長と教授とをもつて構成する教授会の定める規程に基いて、助教及び常勤の講師をその構成員に加えることができる。

(権限)

第三十九條 当該学部における左に掲げる事項は、教授会の審議決定を経なければならぬ。

- 一 学科、講座（これに代るべきものを含む。）並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項
- 二 学科目の種類及び編成に関する事項
- 三 学生の入學及び卒業の認定に関する事項
- 四 学生の試験に関する事項
- 五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
- 六 学生の懲戒に関する事項
- 七 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

12 11

乙 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律又は教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(単科大学の特別)

第三十條 単科大学においては、評議会の権限は、学長及び教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

又 前項の場合においては、教授会は、学長と教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて附置研究所の長その他重要職務にある職員をその構成員に加えることができる。

(代議員会)

第三十一條 数個の学部を置く国立大学の同一学部又は単科大学の施設が地域的に分散しているため、しほしは教授会を開くことが困難な事情がある場合には、教授会の権限（単科大学にあつては、評議会の権限を含む。）の一部を行わせるため、教授会の議決を経て代議員会を設けることができる。

乙 代議員会は、教授会に定める規程に基いて選出した者によりて学長が任命する代議員をもつて組織する。

丙 前項に定めものの外、代議員会の組織、権限その他代議員会の議事及び運営に関する事項は、教授会が定める。

(附置研究所の教授会)

第三十二條 国立大学の附置研究所に教授会を置く。但し、当該研究所の事情により、評

議会の議決を経て、これを置くこと加わさる。

乙 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及びその教授の全員をもつて組織する。

丙 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基づいて、助教授、常勤の講師又は教授若しくは助教授に準ずる職員をその構成員に加えること加わさる。

4 教授命を置く附置研究所における研究、教育及び運営に関する重要事項は、当該教授会の審議決定を経なければ行ない。

5 附置研究所の教授会は、前項に掲げる事項の外、教育公務員特別法の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第三十三條 教授会の会議は、学部長（附置研究所にあつては、当該研究所の長）が招集し、その議長となる。

乙 前項に定めるものの外、教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定める。

第六章 学長

(任期等)

第三十四條 学長の任期は、三年以上六年以内とする。

乙 学長は、当該大学の評議会の定める規程により、再任を妨げないこととする加わさる。

丙 学長の任免その他の身分取扱については、国家公務員法及び教育公務員特別法の定めるところによる。

(職務)

第三十五條 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

乙 学長は、評議会の定めたる方針にのっとり、当該大学の運営に当り、その責に任ずる。

丙 学長は、当該大学の評議会に対し、当該大学の評議会の定める規程に従い、年報報告書を作成し、提出しなければならない。

第七章 学部長その他の管理機関

(任期等)

第三十六條 学部長の任期は、三年以内とする。

乙 学部長は、当該学部の教授会の定める規程により、再任を妨げないこととする加わさる。

丙 学部長その他の部局長の任免その他の身分取扱については、国家公務員法及び教育公務員特別法の定めるところによる。

(職務)

第三十七條 学部長その他の部局長は、当該学部又は部局を総括し、これを代表する。

乙 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局の運営に当り、その責に任ずる。この場合において学部長及び教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めたる方針にのっとり行なはなければならない。

(その他の管理機関)

第三十八條 この法律に定めるものを除く外、国立大学に、当該大学の事情により、この

法律に定める機関以外の管理機関を置くこと加わさる。

2 前項の管理機関の組織、権限及び運営の方法については、当該大学の評議会が定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第三章の規定は、公布の日から六月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際国会が閉会又は衆議院が解散中である場合においては、文部大臣は、第四條第三項第五号の規定にかかわらず、所議院の同意を得ないで、学務総長のある者のうちから、国立大学審議会の最初の委員を任命すること加わさる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で所議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、所議院の事後の承認を得ること加わさるるときは、文部大臣は、その委員を免職しなければならない。

4 第一回の国立大学審議会の会議は、第九條第一項の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

5 国立大学審議会の最初の任命に係る第四條第三項第五号の委員の任期は、第九條第一項の規定にかかわらず、~~二年とし、その後の任期は、一年とする。~~二年とする。

6 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

7 この法律施行前に従前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際に

お実施に至らぬものは、この法律に基づく評議会又は教授会が審議決定したものとみなす。

理由

国立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめその適正な管理を図るため、新たに国立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立大学管理法案

6-2

資料
11

天野	243
	242

VI-481

国立大学管理法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 国立大学審議会(第三條―第十三條)

第三章 商議會(第十四條―第二十一條)

第四章 評議會(第二十二條―第二十六條)

第五章 教授会(第二十七條―第三十三條)

第六章 学長(第三十四條・第三十五條)

第七章 学部長その他の管理機関(第三十六條―第三十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、国立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめて、国立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

第二條 国立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営については、他の法律に別段の定がある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二章 国立大学審議会

(設置)

第三條 文部省に国立大学審議会を置く。

(委員)

第四條 国立大学審議会は、二十人の委員をもつて組織する。

2 国立大学審議会の委員は、左に掲げる者について文部大臣が任命する。

一 国立大学の学長が互選した者 六人

二 日本学術会議がその会員のうちから推薦した者 四人

三 学識経験のある者について両議院の同意を得た者 十人

3 前項第一号の委員の互選の方法は、国立大学の学長が協議して定めるところにより、同項第二号の委員の推薦の方法は、日本学術会議の定めるところによる。

4 第二項第一号又は第二号の委員が、それぞれ学長又は日本学術会議の会員の地位を失つた場合においては、当然退職するものとする。

5 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ当該各号に掲げる者について補欠の委員を任命しなければならない。

6 第二項第三号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議

院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、文部大臣は、同項第三号の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、学識経験のある者のうちから委員を任命することができる。

7 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、文部大臣は、その委員を免職しなければならない。

(委員の任期)

第五條 国立大学審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定に

かわらず、引き続き在任する。

(会長及び副会長)

第六條 国立大学審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、国立大学審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができる。

(委員の免職)

第七條 文部大臣は、国立大学審議会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職

しようとするときは、国立大学審議会の意見を聞かなければならない。但し、第四條第二項第三号の委員については、更に両議院の同意を得なければならない。

(権限)

第八條 文部大臣は、国立大学一般に関する左に掲げる事項についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ国立大学審議会の意見を聞かなければならない。

- 一 国立大学に係のある法令の立案に関する事項
- 二 国立大学のための予算の見積に関する事項
- 三 国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廃止に関する事項
- 四 国立大学の学生定員に関する事項
- 五 国立大学の授業料、入学検定料及び入学金に関する事項

2 国立大学審議會は、国立大学の予算その他国立大学に関する重要事項について、文部大臣の

諮問に答え、又はこれに対して建議することができる。

(会議の招集)

第九條 国立大学審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、定例会及び臨時会とする。

3 定例会は、毎年三回招集し、臨時会は、会長が必要と認めた場合又は委員総数の三分の一以上の委員から会議に附議しようとする事項を示して請求があつた場合に招集する。

(議事)

第十條 国立大学審議会の会議は、会長がその議長となる。

2 国立大学審議會は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事及び運営の細目)

第十一條 この法律に定めるものの外、国立大学審議会の議事及び運営の細目については、国立大学審議会が定める。

(委員の報酬及び費用弁償)

第十二條 国立大学審議会の委員は、非常勤とする。

2 委員は、その職務に対して報酬を受けない。但し、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第十三條 国立大学審議会の庶務は、文部省大学学術局において処理する。

第三章 商議会

(設置)

第十四條 国立大学に商議会を置く。

(商議員)

第十五條 商議会は、三十人以内において当該大学の評議会が定める員数の商議員をもつて組織する。

2 商議員は、左に掲げる者について文部大臣が任命する。

一 学長

二 当該大学の教授のうちから、当該大学の評議会がその定める方法によつて選定した者

三 学識経験のある者のうちから、当該大学の評議会がその定める方法によつて選定した者

3 前項第二号の商議員の数は、商議員の定数の三分の一をこえることができない。

4 第二項第一号又は第二号の商議員が、それぞれ学長又は教授の地位を失つた場合において

は、当然退職するものとする。

一〇

5 第四條第五項の規定は、学長以外の商議員に欠員を生じた場合に準用する。

(商議員の任期)

第十六條 学長以外の商議員の任期は、二年とする。

2 第五條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、学長以外の商議員に準用する。

(会長)

第十七條 商議会に会長を置き、学長をもつて充てる。

2 会長は、商議会の会務を総理する。

3 会長に事故がある場合又は会長が欠員の場合には、会長があらかじめ定めた順序により、他の商議員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(権限)

第十八條 学長は、評議会が当該大学における左に掲げる事項について決定をする場合においては、あらかじめ商議会の意見を聞かなければならない。

一 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項

二 予算の見積に関する事項

三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項

四 人事の基準に関する事項

五 学生定員に関する事項

2 商議会は、当該大学の教育、研究及び運営に関する重要事項について、学長の諮問に答え、又はこれに対して建議することができる。

(議事)

第十九條 商議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

一一

2 第十條第二項及び第三項の規定は、商議会の議事に準用する。

(議事及び運営の細目)

第二十條 この法律に定めるものの外、商議会の議事及び運営の細目については、商議会が定める。

(商議員の報酬及び費用弁償)

第二十一條 第十二條の規定は、商議員に準用する。

第四章 評議会

(設置)

第二十二條 数個の学部を置く国立大学に評議会を置く。

(評議員)

第二十三條 評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織する。

一 学長

二 学部長

三 各学部の教授二人

四 附置研究所の長

2 前項第三号の評議員は、各学部ごとに、教授会において当該学部の教授のうちから選出した者について学長が任命する。

3 第一項第三号の評議員が教授の地位を失つた場合には、当該退職するものとし、当該評議員に欠員を生じた場合には、学長は、その都度、当該評議員を選出した学部の教授のうちから、前項の方法により補欠の評議員を任命しなければならない。

4 当該大学の事情により、評議会の定める規程に基いて、第一項第三号の教授の数を五人までに増加し、同項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病

院長その他重要な職にある職員を評議員とすることができる。

- 5 前項の規定により第一項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授を評議員とすることとした場合におけるこれらの評議員の任命、退職及び任期については、評議会の定める規程によるものとする。

(教授である評議員の任期)

- 第二十四條 前條第一項第三号の評議員の任期は、二年とする。

- 2 第五條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前條第一項第三号の評議員に準用する。

(権限)

- 第二十五條 当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならない。

- 一 第十八條第一項各号に掲げる事項

- 二 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

- 三 商議会に附議しようとする事項の原案作成に関する事項

- 四 商議会が答申し、又は建議した事項の処理に関する事項

- 五 職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項

- 六 当該学部の教授会の議決を経て行う学生の懲戒に関する事項

- 七 その他当該大学の運営に関する重要事項

- 2 評議会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

- 第二十六條 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

- 2 前項に定めるものの外、評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定める。

第五章 教授会

（設置）

第二十七條 国立大学の学部に教授会を置く。

（組織）

第二十八條 教授会は、学部長（一個の学部のみを置く国立大学（以下「単科大学」という。）にあつては、学長。以下この章において同じ。）及び学部の教授の全員をもつて組織する。

2 教授会は、学部長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、助教授又は常勤の講師をその構成員に加えることができる。

（権限）

第二十九條 当該学部における左に掲げる事項は、教授会の審議決定を経なければならない。

一 学科、講座（これに代るべきものを含む。）並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項

二 学科目の種類及び編成に関する事項

三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項

四 学生の試験に関する事項

五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

六 学生の懲戒に関する事項

七 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

（単科大学の特例）

第三十條 単科大学においては、評議会の権限は、学長及び教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

- 2 前項の場合においては、教授会は、学長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、附置研究所の長その他重要な職にある職員をその構成員に加えることができる。

(代議員会)

第三十一條 数個の学部を置く国立大学の同一学部又は単科大学の施設が地域的に分散しているため、しばしば教授会を開くことが困難な事情がある場合には、教授会の権限（単科大学にあつては、評議会の権限を含む。）の一部を行わせるため、教授会の議決を経て代議員会を設けることができる。

- 2 代議員会は、教授会の定める規程に基いて選出した者について学長が任命する代議員をもつて組織する。

- 3 前項に定めるものの外、代議員会の組織、権限並びに議事及び運営の方法については、教授会が定める。

(附置研究所の教授会)

第三十二條 国立大学の附置研究所に教授会を置く、但し、当該研究所の事情により、評議会の議決を経て、これを置かないことができる。

- 2 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及びその教授の全員をもつて組織する。

- 3 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、助教授、常勤の講師又は教授若しくは助教授に準ずる職員をその構成員に加えることができる。

- 4 教授会を置く附置研究所における研究、教育及び運営に関する重要事項は、当該教授会の審議決定を経なければならない。

- 5 附置研究所の教授会は、前項の事項の外、教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第三十三條 教授会の会議は、学部長(附置研究所にあつては、当該研究所の長)が招集し、その議長となる。

2 前項に定めるものの外、教授会の議事及び運営の方法については、教授会が定める。

第六章 学長

(任期等)

第三十四條 学長の任期は、三年以上六年以内とする。

2 学長は、当該大学の評議会の定める規程により、再任を妨げないこととすることができる。

3 学長の任免その他の身分取扱については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)及び教育公務員特例法の定めるところによる。

(職務)

第三十五條 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

2 学長は、当該大学の評議会の定めた方針にのっとり、当該大学の運営に当り、その責に任ずる。

3 学長は、当該大学の商議會に対し、当該大学の評議会の定める規程に従い、年度報告を書面によつて提出しなければならない。

第七章 学部長その他の管理機関

(任期等)

第三十六條 学部長の任期は、三年以内とする。

2 学部長は、当該学部の教授会の定める規程により、再任を妨げないこととすることができる。

3 学部長その他の部局長の任免その他の身分取扱については、国家公務員法及び教育公務員特

例法の定めるところによる。

二二

(職務)

第三十七條 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局を総括し、これを代表する。

2 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局の運営に当り、その責に任ずる。この場合において、学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めた方針にのつとらなければならない。

(その他の管理機関)

第三十八條 この法律に定めるものを除く外、国立大学に、当該大学の事情により、この法律に定める機関以外の管理機関を置くことができる。

2 前項の管理機関の組織、権限及び運営の方法については、当該大学の評議会が定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第三章の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律中国立大学のうちには、国立短期大学を含まないものとする。

3 この法律施行の際国会が閉会又は衆議院が解散中である場合においては、文部大臣は、第四條第二項第三号の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで、学識経験のある者のうちから国立大学審議会の最初の委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、文部大臣は、その委員を免職しなければならない。

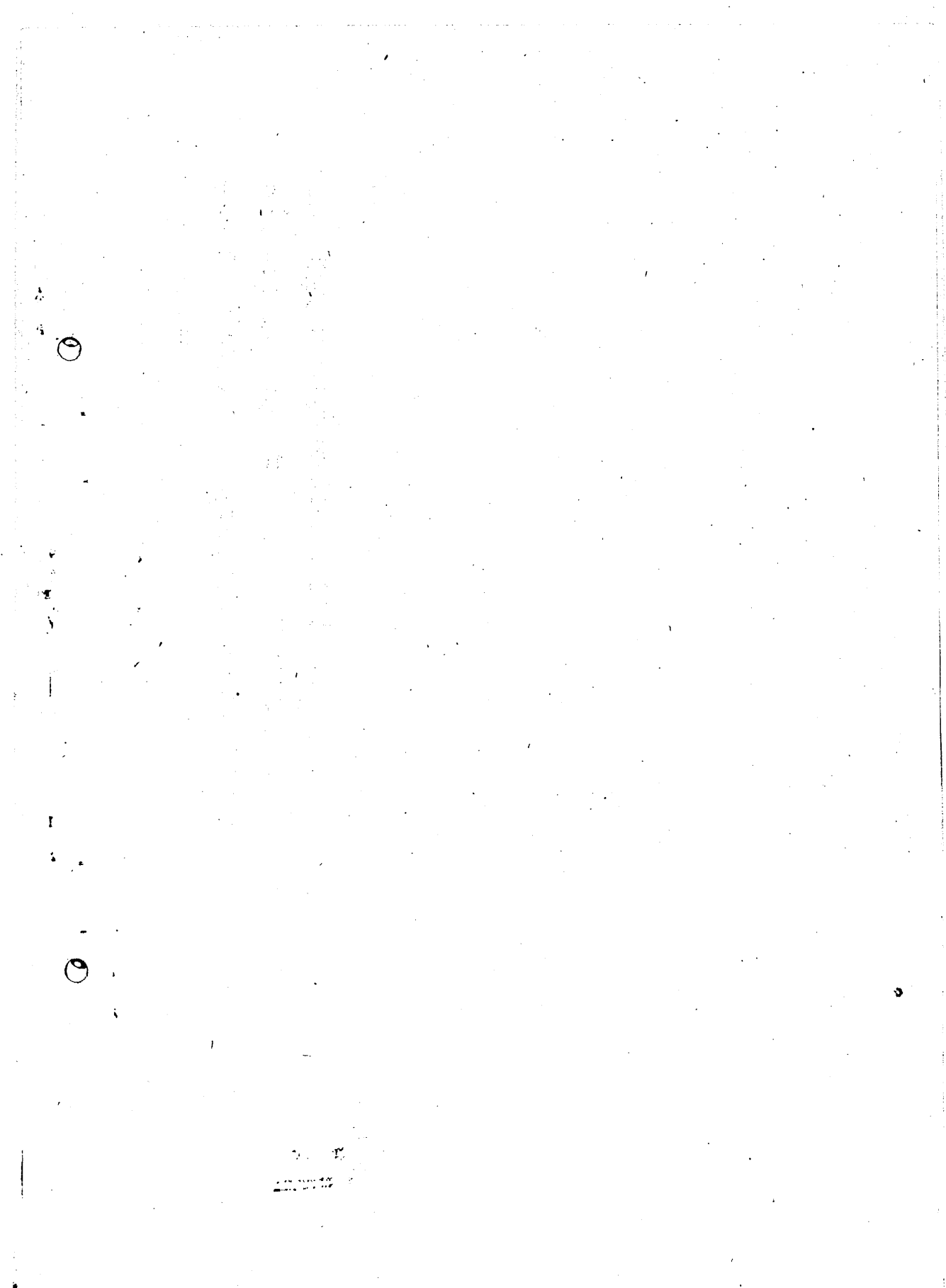
5 第一回の国立大学審議会の会議は、第九條第一項の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

二三

- 6 国立大学審議会の最初の任命に係る第四條第二項第三号の委員のうち半数の者の任期は、第五條第一項の規定にかかわらず、一年とする。
- 7 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。
- 8 この法律施行前に従前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際なお実施に至らないものは、この法律に基づく評議会又は教授会が審議決定したものとみなす。

理由

国立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめてその適正な管理を図るため、新たに国立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



VI-481